

令和 5 年 度

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計決算審査意見書

佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員

佐 清 監 第 6 号
令和6年8月30日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管 理 者 西 田 三 十 五 様

佐倉市、酒々井町清掃組合
監査委員 京 増 孝 一
監査委員 徳 永 由美子

令和5年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計決算の審査意見書について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計決算審査意見書

第1 審査の対象

1 審査の対象となる決算

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算

2 審査対象年度

令和5年度

第2 審査の期間

令和6年8月27日

第3 審査の着眼点及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、法令等の規定に沿って適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適正か等を次の主な着眼点に基づき実施した。

主な着眼点

- (1) 決算書は、適正かつ正確に作成されているか。
 - (2) 予算の執行は、適正かつ効率的に執行されているか。
 - (3) 収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。
 - (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われ、その理由に妥当性があるか。
- 2 審査については、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和6年8月27日に各課に対して行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

令和5年度における一般会計の決算については、適正であると認められた。

審査の結果は、下記のとおりであり、十分に留意されたい。

記

(1) 決算の概要について

令和5年度一般会計は、歳入1,836,128,974円（対前年度比2.9パーセント増）、歳出1,746,719,774円（同0.8パーセント増）で、歳入歳出差引額は89,409,200円（同74.7パーセント増）となっている。

歳入・歳出ともに前年度に比して増となっている。歳入については、構成市町の負担金及び財政調整基金の取崩しによる繰入金の増額によるものである。他方、歳出については、清掃施設管理運営事業による設備の定期点検や修繕・補修工事の増等によるものである。

(2) 一般会計における歳入について

一般会計における歳入のうち分担金及び負担金は、約9億6千万円で前年度に比べると約1億3千万円(16.3パーセント)の増となっている。これは主に施設の老朽化に伴う清掃施設管理運営事業費の増などに対応するため、組織市町負担金の増によるものである。

使用料及び手数料の収入は約4億3千万円で、前年度と比べ約1千万円の減となっている。これは、一般生活系ごみ及び事業系ごみとも前年度と比較して減少したためであり、予算額に対し約2千万円の減となっている。

(3) 一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約17億4千万円で、前年度に比べて約1千万円(0.8パーセント)の増となっている。

総務費については、約1億4千万円で、前年度と比べてほぼ同額となっている。

衛生費については、約12億9千万円で、前年度と比べ約4千万円の増となってい

る。これは、工事請負費の増などによるものである。

公債費については、約2億8千万円で、前年度と同額である。

不用額については、約8千万円で、前年度と比べ約4千万円の増となっている。

執行率は、95.4パーセントと前年度と比べ2.6ポイント減少しているが、各事業の予算は、おおむね計画どおり執行されていることが認められた。

(4) 補助金について

補助金については、その内容等を精査し、その上で負担に応じるよう努められたい。

(5) 契約事務について

契約事務においては、現在予定価格を事前公表するなど佐倉市の契約事務要綱を準用している。今後も佐倉市の契約担当課と連絡を密に行い、適正な事務執行に努められたい。

2 個別意見

適切な施設・設備の維持管理に引き続き努められたい。また、令和5年度に策定した次期一般廃棄物処理整備方針について、構成市町と連携を図りながら、事業を推進されたい。

最後に、本意見書を踏まえ、令和5年度の決算状況を詳細に分析し、令和6年度の財政運営及び令和7年度の予算編成に活かされることを、監査委員の総意とする。